

富山駅乗換を活用したインバウンドミニツアーガイド調査業務委託 仕様書

1 目的

富山駅から乗換で高山や金沢へ向かう外国人旅行者に、通訳案内士による乗換時間を利用した富山市内インバウンドミニツアーガイドを提供することで、本県の魅力発信と再訪意欲を高め、観光消費額の増加と本県への更なる誘客を図るもの。

2 委託期間

契約締結日から令和8年2月13日（金）まで

3 業務内容

（1）通訳案内士の確保・実施体制の構築

- ・全国通訳案内士（英語）又は富山県地域通訳案内士（以下、通訳案内士）を確保し、ガイド実施日において業務を実施できる体制を構築すること。
- ・2人以上配置し、事故処理体制を策定すること。
- ・現場において適切な対応を取れるようマニュアルを作成のうえ運営すること。
- ・都度マニュアルを改善し、共有できる体制を構築すること。

（2）ガイドの実施

ア 実施場所

- ・富山市内の観光・お土産スポット等とする。
- ・事前に複数のツアープランを作成し、旅行者の希望を聞いたうえでガイドすること。

イ 実施日

- ・令和7年11～12月のうち平日20日間程度とする。
- ・実施日については、協議のうえ決定する。

ウ 実施時間

- ・集合9時00分、解散14時30分の計5時間30分（うち休憩時間30分含む）を基本とし、ガイド実施時以外は富山駅構内で待機すること。
- ・ガイドは1回につき1時間程度とする。
- ・旅行者の行程を確認したうえで、適宜時間調整すること。

エ 対象者

- ・外国人旅行者とする。
- ・最小催行人数は1名とする。

オ 言語

- ・英語で行うこと。

カ ツアー料金

- ・1人につき、1,000円とすること。
- ・基本的にクレジット決済対応とし、現金対応もできるようにすること。
- ・決済端末、領収書及び釣銭等は受託者が用意すること。
- ・徴収したツアー料金は受託者が受け取り、クレジット決済の手数料や旅行者の移動費等に充てること。

キ 移動手段

- ・徒歩又は公共交通機関とすること。
- ・ガイドには「市内電車・バス 1 日ふりーきっぷ」を活用し、実施日ごとに 1 人 1 枚ずつ提供すること。なお、費用は県負担（委託費に含む）とする。
- ・旅行者の移動費は立て替えたうえで後日受託者が支給し、調査期間終了後に不足分があれば県へ追加で請求すること。

ク 旅行者への事前説明

- ・ツアー参加の条件として、終了後にアンケート回答が必要であることを説明すること。
- ・ツアー中に SNS で富山に関する投稿を促し、ノベルティの追加配布など旅行者にインセンティブを与えること。

（３）旅行者向けアンケート調査の確認・実施

ア 調査様式の確認・修正

- ・県が作成した調査様式を確認のうえ、必要に応じて修正すること。

イ 調査期間

- ・ツアー終了後に都度実施すること。

ウ 調査対象者

- ・ツアー参加者を対象とする。

エ 実施場所

- ・富山駅構内（富山市明輪町 1 番 227 号）又はガイド終了時点の場所。

オ 調査方法

- ・外国語（英語）での対応が可能な通訳案内士を配置すること。
- ・調査対象者に対して、ガイド終了後にアンケート調査の回答を促すこと。
- ・調査サンプルは 100 サンプル以上を目標とし、目標数に達した場合も調査は継続すること。
- ・回答者全員に対し、ノベルティを配布すること。

（４）通訳案内士向けアンケート調査の修正・実施

ア 調査様式の確認・修正

- ・県が作成した調査様式を確認のうえ、必要に応じて修正すること。
- ・ツアーで得られた気づきや問題点等を回答し、今後の通訳案内士の活動及び支援につながる内容とすること。

イ 調査期間及び方法

- ・ツアー実施日に即日アンケート回答すること（回答場所は問わない）。

ウ 調査対象者

- ・ガイド実施者を対象とする。

（５）案内看板・ブースの設置、まち歩きマップの作成

ア 案内看板

- ・富山駅構内に、ツアーの案内看板を設置すること（設置許可申請は県が行う）。
- ・設置費用は受託者が負担すること。
- ・ツアーを円滑に行うため、富山市内の観光案内とアンケート調査を実施している旨を周知する看板を製作すること。

- ・実施日に都度設営・撤去し、保管場所は協議のうえ決定する。

イ 案内ブース

- ・活動拠点としての案内ブースを富山駅構内に設営すること（設置許可申請は県が行う）。
- ・設置費用は受託者が負担すること。
- ・机及び椅子は、協議のうえ委託者又は受託者が準備する。
- ・実施日に都度設営・撤去し、保管場所は協議のうえ決定する。
- ・富山県観光ポスター・観光パンフレットは、県が提供する。

ウ まち歩きマップの作成

- ・富山市内の観光・お土産スポット等を紹介するまち歩きマップを作成すること。
- ・まち歩きマップはツアープランの紹介に活用すること。

（６）調査報告書の作成

- ・（３）及び（４）の調査結果をまとめ、分析のうえ、調査報告書を作成し県に提出するものとする。
- ・調査結果のデータ等については、クロス集計等により、多面的な分析を加えるものとする。

４ 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを県へ提出すること。

- ・業務完了報告書（紙媒体１部、電子媒体１部）
- ・その他事業の成果が分かる資料等（紙媒体１部、電子媒体があれば１部）
- ・その他富山県が必要と認める資料等

５ その他

- （１）受託者は、常に委託者と密接な連絡を取りながら作業を進めるものとし、方法、順序等についてあらかじめ委託者の承認を得るものとする。
- （２）受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- （３）本業務における成果品等は委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用、流用してはならない。
- （４）特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその仕様に関する一切の責任を負うこと。
- （５）本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、業務の進捗状況について報告を求めることがある。
- （６）業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法に則り適切に管理すること。本事業に関する事項について、機密を遵守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- （７）県の入込客数、滞在時間の延長など観光消費額の増加に繋がる内容とすること。
- （８）本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議のうえ、契約を締結する。なおこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。